

酒々井町家具転倒防止器具等購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による家具の転倒等の被害から住民の身体の安全を確保するため、家具転倒防止器具等の購入又は取付費用を助成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具 タンス、食器棚、本棚その他これらに類する床置き型の家具並びにテレビ、冷蔵庫及びつり下げ型照明器具をいう。
- (2) 家具転倒防止器具等 家具の転倒又は落下を防止するために有効な器具及びガラスの飛散を防止するために有効なフィルムをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、本町に住所を有する（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されていること。）世帯の世帯主とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、家具転倒防止器具等の購入又は取付けとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、当該合計額が1万円を超える場合にあっては、助成金の額は1万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとするときは、酒々井町家具転倒防止器具等購入費助成金交付申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成対象者の属する世帯の世帯員全員の記載のある住民票の写し
- (2) 家具転倒防止器具等の購入又は取付けに係る領収書の原本（発行日から1年以内のものに限る。）
- (3) 家具転倒防止器具等の取付けに要した費用の内訳明細書（取付工事業者等に依頼した場合に限る。）
- (4) 家具転倒防止器具等の取付け後の状況を証する写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、1回に限り提出することができる。ただし、助成金の交付を受けた後、家具転倒防止器具等を取り付けた住居から転居し、又は当該住居を建て替えたときは、この限りでない。

(決定の通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付の決定を行い、酒々井町家具転倒防止器具等購入費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付申請をした者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 町長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付をした助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(助成金の請求)

第9条 第7条の規定による通知を受けた者は、酒々井町家具転倒防止器具等購入費助成金交付請求書（別記第3号様式）により助成金を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。